

議員提出議案第2号

川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年2月18日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者	川崎市議会議員	大島	明
	〃	尾作	均
	〃	林	浩美
	〃	飯塚	正良
	〃	東	正則
	〃	粕谷	葉子
	〃	岩崎	善幸
	〃	後藤	晶一
	〃	菅原	進

川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「63人」を「60人」に改める。

第2条中「川崎区 10人」を「川崎区 9人」に、「宮前区 10人」を「宮前区 9人」に、「多摩区 10人」を「多摩区 9人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

川崎市議会の議員の定数及び各選挙区において選出すべき議員の数を改正するため、この条例を制定するものである。